

必ずお読み下さい。第23号⑦

TEL 058-263-4236 FAX 058-263-9555



## 源泉税個別指導・前期記帳確認のご案内

納期の特例を受けておられる方々の、1月～6月分までの源泉税の納付は **7月10日が期限** ですのでお忘れなく納税して下さい。また、同時期に記帳確認も行います。

下記により個別指導日を設けましたのでご利用下さい。(場所は、両行事とも当会会議室です。)

**源泉税個別指導** 日時 7月3日(月)～7月10日(月) 受付時間 下記時間を参照  
持参品 源泉徴収簿等源泉税関係書類(青色のファイルがある方)、納付書

**前期記帳確認** 日時 7月3日(月)～7月13日(木) 受付時間 下記時間を参照  
持参品 ①パソコンやバックアップデータ(会計ソフト利用者の方)  
②現金出納帳や元帳などの諸帳簿  
③源泉徴収簿等源泉税関係書類(青色のファイルがある方)  
④試算表又は月別集計表  
⑤昨年分の決算書・確定申告書控(緑色のファイルがある方)  
⑥車等を購入された方は、車等の明細書やローン明細書など

(但し、両行事とも土日祝日は除く・正午より午後1時までは昼休みをいただきます。)

**予約制**で実施を致します。

下記の要領でお願い致します。

**※予約開始は、令和5年6月12日(月)からとなります。**

- ・源泉税は、給与や専従者給与を支払っている方が税務署へ報告する事務です。
- ・記帳確認は、日頃の記帳の中で、わからないことや車の買い替えなど記帳(入力)の確認をします。

### 電話予約

- ・事務局への予約の電話(TEL058-263-4236)をする
- ・必ず宛名シールの番号(5桁)と会員名(事業主名)指導内容(源泉税・記帳確認等)をお伝え下さい。
- ・受付時間:午前9時～午後5時
- ・職員の指名がある場合はお伝え下さい。

### ネット予約

- ・QRコード「LINE@」を登録して頂けるとスムーズに行えます。または、検索【岐阜北青色申告会】でHPから予約可能です。
- 必要事項を入力して下さい。
- 受付時間:24時間



●予約(お一人様30分以内)をする。

9:00～ 9:30～ 10:00～ 10:30～ 11:00～ 11:30～  
13:00～ 13:30～ 14:00～ 14:30～ 15:00～

●注意事項

- ・時間厳守(予約時間の10分前にはお越し下さい。)をお願いします。
- ・事前にご自身で、集計等は済ませておいて下さい。
- ・体調には十分気をつけてお越し下さい。

★無料法律相談(予約制)のお知らせ★

毎月第4水曜日①13:00②13:40③14:20

※予約が無い場合は、お休みします。

※2回目以降の継続相談は有料です。

※協力:弁護士法人岐阜合同法律事務所



会員紹介キャンペーン実施中

紹介者に、4,000円 入会者に、粗品プレゼント!!!

〒500-8812 岐阜市美江寺町1-5 岐阜北青色会館2階 (一社) 岐阜北青色申告会  
TEL 058-263-4236 FAX 058-263-9555 発行 令和5年4月

©岐阜県 清流の国ぎふ・ミナモ #0117



# 必ずお読み下さい。第23号②

◀ TEL 058-263-4236 FAX 058-263-9555 ▶



## ★確定申告を終えて～所得税編～★

確定申告大変お疲れ様でした。特に予約制につきまして、多くの会員の皆様に大変ご協力を頂き、誠にありがとうございました。さて、申告が終わり、皆様、ホッとされてみえるかとは思いますが、確定申告期間中、サポートをさせて頂く中で、間違いや勘違いをされてみえる事がございましたので、ご紹介させていただきます。

### 『貸借対照表編』

※「借入金」がある方で返済表をお持ちでない方が見えました。残高確認ができませんので必ずお持ち下さい。

また、記帳の際に、元金と利息を分けずに入力して見える方がありました。

※「預り金」とは、従業員の給与や専従者給与を支払った場合に、源泉所得税や住民税を事業主が預かった場合に使う科目です。又、納付の際にも使う科目ですので注意して下さい。

### 『収入編（特に注意して下さい。売上漏れとなります！）』

※「売上と仕入」「売上と経費（振込手数料・安全協力費等）」「売上と源泉所得税」など差し引かれて売上金が入金になった場合、入金された金額を売上として計上して見える方がありましたが、その場合は、差し引かれる前の金額が、売上となります。

※「売掛金」計上漏れの方が見えました。

### 『経費編』

※「租税公課」の中に、所得税や市県民税、小規模企業共済などが入っている場合が見られました。これらは、経費ではなく「事業主貸」で処理して下さい。

※「損害保険料」の中に、国民健康保険や生命保険、介護保険料などが入っている場合が見られました。これらは、経費ではなく「事業主貸」で処理して下さい。

※「福利厚生費」の中に、専従者との旅行（家族旅行）が含まれている場合が見られました。家族旅行は経費にはなりませんのでご注意下さい。また、「福利厚生費」は、他人従業員に対する福利・厚生について支払いをした場合に使用する科目ですので、他人従業員がいらっしゃらない事業主の方は、使用しないで下さい。

※家事按分（例：自宅とお店が一緒の場合、車を事業と家事と両方使用する場合など）を忘れてみえる方があります。この場合、全額経費にはなりませんので、ご注意下さい。また、事前にそのような支払いがないか、該当する経費科目をピックアップしておいて頂くとスムーズに処理ができます。

### 『所得控除編』

※国民年金保険料を控除する場合は、必ず控除証明書が必要になりますのお持ち下さい。

※国民健康保険料を控除する場合は、金額さえ確認できれば大丈夫ですので、市町村から送られてくるハガキ等を待たなくても、通帳から計算して頂いたり、納付書から計算して頂いたり、直接、市町村の窓口で確認していただいても構いません。

※必要書類（年金の源泉徴収票・生命保険控除証明書などの各種証明書等）が無く出直す方がみえました。来局前に必ず確認して下さい。

### 『その他』

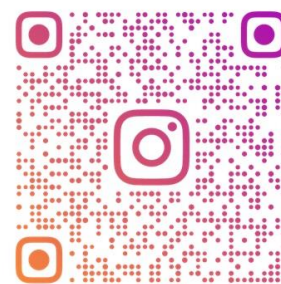
※予約制でしたが、時間（50分）オーバーになる方が多数ありました。年内に処理が出来る事柄（車購入や買替、10万円以上の備品の購入（いわゆる減価償却対象資産の購入））に時間がかかりました。このような事案がある場合は、“記帳確認開催時”に必ずご相談下さい。

※マイナンバーカードの有効期限（電子証明書5年・カード本体10年）切れの方が見えましたのでご注意下さい。また、暗証番号（数字4桁と英数字6桁以上）がわからない方が見えました。マイナンバーカード作成時に設定してみえますので、再確認をお願いします。

## 事務局からのお知らせ

下記日程は、総会の為事務局を閉館させていただきます。  
ご理解ご協力の程、宜しくお願い致します。

5月24日（水）（一社）岐阜北青色申告会  
6月 2日（金）岐阜北税務署管内青色申告会連合会  
6月 8日（木）岐阜県青色申告会連合会



@GIFUKITA\_AOIRO



〒500-8812 岐阜市美江寺町1-5 岐阜北青色会館2階 （一社）岐阜北青色申告会  
TEL 058-263-4236 FAX 058-263-9555 発行 令和5年4月

©岐阜県 清流の国ぎふ・ミナモ #0117